

## 申請書等の手続案内

様式の名	古物商・古物市場主許可申請書(別記様式第1号第1条関係)
手続の内容・資格等 根拠となる条文等	古物商・古物市場主の許可を申請するための様式です。 古物営業法第5条第1項
受付期間等	【受付期間】月曜日から金曜日(県の休日を除く。) 【受付時間】8時30分から17時15分まで
受付窓口	営業所又は古物市場(2以上の営業所又は2以上の古物市場に係る許可申請書を提出するときは、いずれか一の営業所又は古物市場)の所在地を管轄する警察署の生活安全課(生活安全刑事課)
添付書類	<p>○ 個人の場合</p> <p>① 最近5年間の略歴を記載した書類</p> <p>② 住民票の写し(日本人にあっては本籍が記載されたもの、外国人にあっては国籍等が記載されたものに限る。)</p> <p>③ 成年被後見人又は、被保佐人に該当しない旨の登記されていないことの証明書</p> <p>④ 成年被後見人とみなされる者、被保佐人とみなされる者、準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長(特別区を含む。)の証明書</p> <p>⑤ 誓約書(個人用 法第4条第1～6号不該当を誓約する書面)</p> <p>○ 法人の場合</p> <p>・ 定款</p> <p>・ 登記事項証明書</p> <p>・ 役員(代表者含む)全員に係る上記①②③④</p> <p>・ 誓約書(法人用 法第4条第1～5号不該当を誓約する書面)</p> <p>○ 管理者に係る事項(個人・法人共通)</p> <p>上記、個人及び法人許可申請の場合とも、選任する管理者に係る</p> <p>・ 上記①②③④の書類</p> <p>・ 誓約書(管理者用 法第13条第2項各号に不該当を誓約する書面)</p> <p>○ ホームページ利用取引をしようとする場合(個人・法人共通)</p> <p>・ URL(送信元識別符号)を使用する権限のあることを疎明する資料</p> <p>○ 古物市場主の許可申請の場合については、上記に加え</p> <p>・ 古物市場ごとの規約</p> <p>・ 参集古物商の名簿及び参集者全員分の古物営業許可証の写し</p>
備考(注意事項等)	<p>○ 手数料 19,000円</p> <p>鹿児島県収入証紙を購入の上、貼付してください。</p> <p>※消印は押印しないでください。</p> <p>○ 郵送不可</p> <p>○ 提出部数は、正副2通です。</p> <p>○ 添付書類にあっては、申請日から3ヶ月以内に作成されたものです。</p> <p>○ 添付書類等で御不明な点は、下記までお問い合わせください。</p>
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター営業係 TEL 099-206-0110 (内線)3032, 3033